

令和7年度事業計画

社会福祉法人 信 成 会

I 事業・目的

1 社会福祉事業

社会福祉法人信成会は、多様な福祉サービスが、利用者一人一人の意向を尊重して総合的に提供されるよう、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

障害者支援施設ふさと学園の経営
(施設入所支援)
(生活介護)

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営
(居宅介護)
(同行援護)
(行動援護)
(短期入所)
(共同生活援助)
(就労継続支援B型)

(ロ) 障害児通所支援事業の経営

(ハ) 相談支援事業の経営

(ニ) 移動支援事業の経営

2 公益事業

利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

日中一時支援事業

3 収益事業

利用者の通院時における待ち時間などの負担軽減及び職員の効率的な業務遂行並びに健康保持のための適切な措置等を目的として、次の事業を行う。

保険診療事業

II 基本理念

社会福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき、知的障害をもつ人々が心身ともに健やかに育成され、社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、環境・年齢・心身の状況に応じて必要な福祉サービスが総合的に提供されるよう援助します。

●その1 当事者意識：本人・家族の身になって考え、支援します。

●その2 安心、安全：自然豊かな環境や食材等、危険防止、健康管理につとめます。

●その3 すべてのライフステージにおける支援：出生前から乳幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期のすべてにおいて切れ目なく、本人と家族その他取り巻く人々を支える場をめざします。

●その4 地域とともに、地域のために：知的障害や発達障害への理解をすすめるため積極的に地域と交

流するとともに、地域の社会資源としての役割を認識し、地域に貢献します。

Ⅲ 運営方針

1 対象事業：生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援

基本理念に基づき、運営規程及び次の運営方針に則り利用者に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護及びその自立に必要な支援を適切に行うものとします。

（事業内容）

- ① 入浴、排せつ及び食事等の支援
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援
- ③ 生活に関する相談及び助言
- ④ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ⑤ 身体機能または生活能力の向上のために必要な援助
- ⑥ 介護者のレスパイトサービスとしての役割

2 対象事業：居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援

基本理念に基づき、運営規程及び次の運営方針に則り利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した地域生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援・援助を適切に行うものとします。

事業の実施にあたっては、必要とするときに必要な障害福祉サービスの提供ができるように努めるとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と密接な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとします。

（事業内容）

- ① 入浴、排せつ及び食事等の支援
- ② 調理、洗濯及び掃除等の家事支援
- ③ 行動する際の危険を回避するために必要な支援
- ④ 外出時における移動中の支援
- ⑤ その他行動する際に必要な適切かつ効果的な支援・援助等

3 対象事業：共同生活援助

基本理念に基づき、運営規程及び次の運営方針に則り、利用者が地域において共同して自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう、必要な支援を適切に行うこととします。

利用者一人ひとりが安心・安全に生活し、豊かな人生を送れるよう、施設設備及び備品等の対応、職員配置の対応、支援内容の充実等を適切に行います。

（事業内容）

- ① 入浴、排せつ及び食事等の支援
- ② 調理、洗濯及び掃除等の支援
- ③ 日常生活等に関する相談及び助言
- ④ 健康管理及び金銭管理の援助

⑤ 余暇活動の支援及び地域活動、地域交流の支援

⑥ 行政機関等に対する手続き等の代行等

⑦ 地域行事等への積極的な参加

4 対象事業：放課後等デイサービス・児童発達支援

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り、利用児及び利用児の保護者の意見あるいは利用児の保護者の立場に立った適切なサービス提供の確保、日常生活における基本的動作を習得するとともに、遊びなどを通じて集団生活に適応することができるように適切な支援を行ないます。また、就学児に対しては学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を適切に行なうこととします。

利用児一人ひとりが安心・安全に生活し、豊かな人生を送れるよう、施設設備及び備品等の対応、職員配置の対応、支援内容の充実等を適切に行ないます。

（事業内容）

- ① 更衣、排泄の他日常生活を営むために必要な訓練と集団生活適応訓練
- ② 創作的活動及び作業活動の支援
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 利用児及び保護者の悩みに対する相談及び助言

5 対象事業：一般相談支援

基本理念に基づき、運営規程及び次の運営方針に則り、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じて、適切かつ効果的なサービスの提供に努めることとします。

（事業内容）

- ① 地域における生活に移行するための活動に関する支援
- ② 障害福祉サービスの体験的な利用時の支援
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 緊急の事態における支援及び連絡体制の確保等

6 対象事業：保険診療事業

利用者の通院時の負担等を軽減するとともに、診療・処置・処方等により迅速な対応に配慮し、サービスの向上を図るものとします。

（１）利用者の病状、心身の特性及び状況等を踏まえて、診療上の管理、看護並びに医学的管理下における必要な保険診療を実施します。

（２）利用者の立場に立ち、可能な限り施設内で保険診療を実施するとともに、状況に応じ関係する地域の保健・医療・福祉サービス機関及び関係市町村等と密接な連携に努め、適切な保険診療を実施します。

7 対象事業：就労継続支援B型事業

基本理念に基づき、運営規程及び運営方針に則り、利用者が自立した日常生活又は社会生活を

営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。

利用者一人ひとりが意欲的に仕事に取り組み、生きがいを感じることが出来るよう、施設設備及び備品等の対応、職員配置の対応、支援内容の充実等を適切に行ないます。

(事業内容)

- ① 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ② 就労の機会の提供及び生産活動（お菓子作り、各種請負作業、農作業等）
- ③ 施設外支援、施設外就労の実施
- ④ 生活相談
- ⑤ 健康管理

IV 令和7年度の重点目標

1. 利用児・利用者の意思決定支援

利用児・利用者の自己実現のため、一人一人の目標と課題を聞き取り、夢や希望が実現できるよう支援します。多種多様なニーズを汲み取るため専門的な知識を身に付け、意思決定支援の過程を援助します。

2. 虐待防止

虐待防止マニュアルとセルフチェック表を充分に活用し、内外部研修などを通じて職員間で意思統一を行います。決して「虐待を起こさない・見逃さない」支援体制を築いていきます。

3. サービス内容の充実

利用児・利用者及び家族の視点に立ち、的確なニーズの把握に努め安心で安全な環境と充実したサービスを提供します。「機能訓練」「創作活動」「教養活動」「軽作業」「レクリエーション」「買い物・外出支援」「社会参加」などのプログラムを中心に、生活の質の向上、身体機能の低下の予防などを目指し「いきがい」を見つけられるメニューを提供していきます。

4. 人材確保と育成について

施設内外の研修受講による専門的知識習得、資格取得の推進、WEB動画教材、各種委員会及び会議の充実を図り自己啓発意欲の高揚に努めます。また、質の高いサービスの継続的な提供に必要な人材確保のためにSNSや高校生向けの企業紹介サービス等も活用し、人材育成、組織の活性化を推進します。職員の働きやすさに焦点を当て、職員の声に耳を傾け柔軟に対応していきます。

5. 経営基盤の安定について

障害者総合支援法等関係法令、諸規程及び制度改正への適切な対応により、財務管理・財務基盤の安定を図り、信頼性の高い効果的・効率的な経営に努めると共に、

に、機関紙及びホームページ等を活用して情報開示に努め、事業経営の透明性の確保を実践します。また安定的な経営のため、利用児・利用者の確保に力を入れていきます。

6. 地域福祉の拠点としての役割とその使命について

福祉施設として、地域の方々が気軽に相談できるように相談窓口（相談支援）の充実を図ります。又、積極的に地域の方々との交流を深め、地域団体や民生委員等との連携、地域行事への参加を進めると共に、学校や学生、地域ボランティアの受入れ等を行い、地域福祉の拠点として役割を果たせるよう努めます。社会貢献活動や「かごしまおもいやりネットワーク事業」に取り組むなど社会福祉法人としての使命を果たす事により、地域から信頼され、愛され、求められる法人となるように努めます。

※「かごしまおもいやりネットワーク事業」

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が、県内の社会福祉法人や県・市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員等と連携・協働し、地域のニーズをキャッチしながら、福祉の課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に、それぞれのネットワークを活かしつつ、社会福祉法人の持つ機能・資源を地域で活かす取り組みです。

7. BCP（事業継続計画）に基づいた事業展開

自然災害や感染症など緊急事態が発生した際、事業を継続させること、万が一中断せざるを得ない状況になった際に、短期間で復旧させられるように努めます。

8. 健康管理の強化

利用者の健康診断と日々のバイタルチェックを行い、医師、理学療法士の指示の元、個々の状態に沿った細かい対応をします。また、高齢化に対応し残存機能の維持・向上に努めます。

V 支援方針

- 1 利用している方々が安全で健康的な生活が送れるよう心身の状態を的確に把握し、衛生管理・食事等の充実を図ります。
- 2 食事・睡眠・排泄等の基本的な生活習慣の充実を図りながら、人間としてのやさしさや慈しみの心を育てるとともにルールやマナーの習得を促し、社会生活に適応できる素地を育てます。
- 3 一人ひとりの障害の特性を的確に把握した上で、その利用される方々にあった創作活動を提供し、生き活きた毎日を過ごせるよう支援します。
- 4 日常における生活訓練・作業訓練や仕事の体験を通じて成就感を味わい、意欲的に取り組む姿勢と自立的な生活習慣を育てます。
- 5 明るく心豊かで生き甲斐のある生活が営めるよう、教育・文化・スポーツ等の活動に積極的に参加し、地域社会との交流を深めます。
- 6 職員は、利用している人々のあるがままを受容するとともに、誠意をもって適切な

援助を行ない、法人に対する社会的な要請に応えられるよう自ら研鑽に励みます。

- 7 常に施設等を広く開放するなど、地域とのふれあいを大切にしながらか地域福祉発展の拠点となることを目指します。
- 8 未就学児及び就学児の利用児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、遊びなどを通じての集団生活への適応、社会との交流の促進その他必要な支援を適切に行なうとともに、利用児及び保護者の立場に立ったサービス提供の確保を行ないます。
- 9 利用者に対して働く場を提供し、就労に必要な知識や能力を身につけるための適切な支援を行ないます。
- 10 利用者一人一人の笑顔が絶えず見られ、どこからともなく笑い声が聞こえるような雰囲気作り・環境作りに努めます。

職員の職種別現員数 (令和7年4月1日見込み)

<ふるさと学園・すてっぷはうす>

- ・園長(管理者)：1人
- ・サービス管理責任者：3人
- ・サービス提供責任者：1人
- ・看護師：4人
- ・生活支援員(非常勤含む)：52人
- ・管理栄養士：1人
- ・調理員：7人
- ・世話人：9人
- ・事務員(非常勤含む)：5人

<ふるさとの森・ふるさとの森ひろば2>

- ・管理者：1人
- ・児童発達支援管理責任者：3人
- ・保育士、児童指導員：15人

<ふるさとのWA>

- ・管理者：1人
- ・サービス管理責任者：1人
- ・職業指導員：1人
- ・生活支援員：2人

VI 事業体系について

1 給付別実施事業

(1) 介護給付

- ① 居宅介護(区分1～6)
- ② 重度訪問介護(区分4～6、区分3例外あり)
- ③ 同行援護(視覚障害児・者)
- ④ 行動援護(区分3～6)

- ⑤ 短期入所(宿泊)(区分1～6)
- ⑥ 生活介護(区分3～6、50歳以上の区分2)
- ⑦ 施設入所支援(区分4～6、50歳以上の区分3)

(2) 訓練等給付

- ① 共同生活援助(区分1～6)
- ② 就労継続支援B型

(3) 地域生活支援事業

- ① 移動支援
- ② 一般相談支援
- ③ 日中一時支援(日帰り)(公益事業)

2 日中活動・居住支援別実施事業

(1) 日中活動事業

- ① 生活介護(区分3～6、50歳以上の区分2)
- ② 就労継続支援B型

(2) 居住支援事業

- ① 施設入所支援(区分4～6、50歳以上の区分3)
- ② 共同生活援助(区分1～6)

3 収益事業

保険診療事業(ふるさと学園医務室)

4 障害児通所支援事業

- ① 児童発達支援(未就学児)
- ② 放課後等デイサービス(小学校・中学校・高等学校)

VII 今後の事業展開等について

1 今後の拡充・新規検討事業及び展開等について

- (1) 日中一時・短期入所・就労継続B型・生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス
新規利用児・者の獲得及び支援内容の充実
- (2) 障害児通所支援事業、ふるさと学園
人材確保及び育成
- (3) 公益的事業
公益的な取組みの見える化とおもいやりネットワーク等の積極的な関わり
- (4) 多様なニーズに対する住まいの提供
- (5) 就労継続支援B型事業
生産活動収入を増やし、工賃アップを図る。併せて利用者の確保に努める。

2 中長期としての取組みについて

- ① 園舎等、補修工事
- ② 入所棟新築
- ③ 防災対策として、自家発電装置の設置

3 今年度の取組みについて

- ① 園舎等の老朽化・安全確保のための補修工事
- ② 入所施設建設用地造成工事
- ③ 入所施設設計及び施設整備補助金申請
- ④ 全事業新規利用児・者の獲得
- ⑤ IOT の導入等による業務の効率化及び職場環境の改善